

公安委員会 決裁資料	令和8年度鹿児島県留置施設視察委員会委員 の選任について	令和8年5月20日 留置管理課
1 委員会委員の選任 鹿児島県留置施設視察委員会について、その任期が本年5月31日で満了することから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づき、令和8年度の委員会委員を選任する。 2 委員会委員の任命、定数及び任期 (1) 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。 なお、委員会の性格に照らし、委員は、地域住民のほか、弁護士等の法律関係者、医師等を含めることが適当と考えられ、委員の構成が、特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないように配慮する。 (2) 定数 委員の定数は、5人とする。 (3) 任期 令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間とする。 3 活動内容 (1) 視察 留置施設の運営状況を把握するため、県下警察署の留置施設を視察する。 (2) 面接 必要に応じて、被留置者との面接を希望する。 (3) 意見陳述 留置施設視察委員会の運営に関し、留置業務管理者（留置管理課長又は警察署長）に意見を述べる。 4 候補者 (1) 弁護士 (男性・40歳代) (再任) (2) 医師 (男性・60歳代) (再任) (3) 会社役員 (女性・50歳代) (再任) (4) 精神保健福祉士 (男性・40歳代) (再任) (5) 地方公務員 (女性・50歳代) (新任)		